

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

射水市長 夏野 元志

市町村名 (市町村コード)	射水市 (162116)
地域名 (地域内農業集落名)	大島地区 (北野、若杉、中野、小島、西園、新町、八塚、赤井、小林、北高木、南高木、鳥取、新開発、本開発、今開発)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 3月 16日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

担い手への集積率が90%を超える市内のモデル的な地区の一つである。一部集積が進んでいない鳥取地区においては約16haの農地を10の法人や個人で耕作しており、地域内でも団地化する協議が行われてはいるが結論に達していない。

西側の地区においては営農組織の統合協議が進められており、作業の効率化や経営基盤の強化を図り、地域の農地・農業を守ることを目指している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

スマート農業の導入や農業用機械のシェアリング、ほ場の大区画化により労働時間の短縮を図り担い手不足の解消を図る。

また、大学との連携や働きやすい環境づくりにより、女性にもっと活躍してもらおうといった担い手の確保策についての意見も聞かれた。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	298 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	297 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・集積されていない地区においては、農地中間管理機構を活用して近隣の認定農業法人等に集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・すでに多くの経営体が農地中間管理機構を活用しているが、活用していない経営体については現在の利用権設定の期間満期に併せて農地中間管理事業を活用するよう誘導する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・大島地区において、大区画ほ場整備事業に向けた事業調査の実施について国・県に対して要望している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・県やJA、射水市農業再生協議会等の関係機関が連携し、とやま農業未来カレッジの卒業生等の就農希望者に対する就農相談から定着まで切れ目のない取組を展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・現在のところ未定

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③作業の省力化・効率化に向けて、スマート農業の導入を検討する。
- ⑦多面的機能支払交付金の活用により、農地、水路等の保全管理を進める。
- ⑧機械格納庫の整備を検討する。